

就学援助制度のお知らせ(令和5年度)

日高町教育委員会

日高町では、お子さまが小・中学校に通学するうえで、経済的な理由によりお困りの方に対して学用品費、修学旅行費などを援助する就学援助制度を設けています。

援助を希望される方は、次の説明をお読みのうえ、4月以降通学する学校へお申し込みください。(4月1日認定されるためには、3月10日(金)まで)

なお、この件について不明な点がございましたら、通学する学校または日高町教育委員会管理課総務・学校教育グループ(☎01456-2-3721)へお問い合わせください。

また、就学援助の認定は日高町教育委員会が行い、郵送にてお知らせします。

1 認定に際し必要な書類

(1) 就学援助費受給申請書 …… 学校又は教育委員会にあります。審査をするうえで重要な「援助を必要とする理由」欄(特に「その他の具体的に記入」欄)、「収入の種類」欄について記入がなければ審査することが出来ませんので必ず記入してください。

(2) 世帯全員の収入及び所得を証明するもの (令和4年中)

ア 「源泉徴収票」又は「確定申告書」(写しで可)

イ 各種年金(遺族年金、障害者年金なども含む)の受給額がわかる書類(写しで可)
…… 受給されている場合は必ず提出してください。

ウ その他収入等のわかる書類(写しで可)

(3) 委任状 …… 学校又は教育委員会にあります。

2 援助の内容

(1) 学用品費等(対象:全学年) 小学校 11,630円、中学校 22,730円

(2) 通学用品費(対象:新1年生を除く学年) 小・中学校 2,270円

(3) 校外活動費(日帰り) 小学校 1,600円以内、中学校 2,310円以内において実費支給

(4) 校外活動費(宿泊) 小学校 3,690円以内、中学校 6,210円以内において実費支給

(5) 体育実技用具費(「スキー」、「スケート」の授業がある学校)

スケートは現物、スキーは小学校 26,500円以内、中学校 38,030円以内において実費支給

※ ただし小学校1~3年の期間に1回、小学校4~6年の期間に1回、中学校(スキーのみ)の期間に1回支給。

(6) 新入学児童生徒学用品費(対象:4月1日認定の新1年生) 小学校 54,060円、中学校 63,000円

(7) 修学旅行費(対象:小学校6年生、中学校3年生) 全額

(8) 児童会・生徒会費 実費支給

(9) PTA会費 実費支給

(10) 卒業アルバム代等 小学校11,000円以内、中学校8,800円以内において実費支給

※ 生活保護受給世帯は、生活保護費の支給対象とならない「修学旅行費」のみが「就学援助」の対象となります。

3 認定基準

同居する世帯全員の収入が町民税所得割非課税額のおおむね**1.2倍**を下回る世帯を認定します。

※ 参考:標準世帯4人家族の場合、年収がおおむね326万円以下の世帯を認定します。